

## 北海道生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱（水道施設関連事業分）

### （通則）

第1 北海道生活基盤施設耐震化等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において、「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」（令和4年4月1日厚生労働省発食0401第1号厚生労働事務次官通知）（以下「交付金交付要綱」という。）第6に定める事業に充てるため交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2 この補助金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

### （定義等）

第3 この要綱における用語の定義等は、次の1から3までに定めるところによる。

#### 1 補助事業

「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」（令和5年4月3日健発0403第2号生食発0403第3号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）（以下「交付金取扱要領」という。）第3に該当する事業とする。

#### 2 補助事業者

交付金取扱要領第2に規定する要件に該当する事業者とする。

#### 3 その他

上記の他、この補助金における用語の定義等は、交付金取扱要領第1及び第4に規定するものとする。

### （交付額算定の基準）

第4 交付金取扱要領第7で定める算定方法によるものとする。

なお、交付率については、交付金取扱要領別表第1又は別表第3、別表第4の第3欄及び別表第5の第3欄に掲げる率以内とする。

### （補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（環生第1号様式（昭和49年北海道告示第807号に定める様式をいう。以下の環生様式について同じ。））を別に定める日までに

知事に提出しなければならない。

2 規則運用方針第3条の2関係の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（環生第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（環生第14号様式）
- (3) 経費の配分調書（環生第18号様式）
- (4) 事業予算書（環生第20号様式）
- (5) 資金収支計画書（環生第32号様式）（補助金の交付を申請しようとする者が地方公共団体である場合及び当該補助事業の内容が建設工事（北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (6) 別表第1に掲げる事業区分ごとに定める様式
- (7) 別表第2に掲げる事業区分ごとに定める書類

3 補助事業者は、補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（交付決定）

第6 知事は第5の規定により申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7 第6の規定による補助金の交付の決定に際しては、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この要綱及びこの補助金の交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助金の交付の対象となった補助事業の計画について、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（環生第21号様式）により、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 交付金取扱要領別表第1及び第2の第1欄に掲げる、水道施設等耐震化事業のうち水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業の場合で、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する場合

- (ア) 給水区域を変更しようとする場合
  - (イ) 給水人口を変更しようとする場合
  - (ウ) 給水量を変更しようとする場合
  - (エ) 構造物（貯水池、さく井、取水井、ポンプ室、沈殿池、ろ過池、薬品混和装置及び混和池、滅菌装置、配水池等の施設をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項
    - a 施工場所（100メートル以内の変更の場合を除く。）
    - b 形状寸法及び材質（当該構造物の原計画能力に変更が生じない程度の変更の場合を除く。）
    - c 数量（当該構造物の設置数量をいう。）
  - (オ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、総延長の30パーセント以上の増減が生じる場合
  - (カ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合
    - a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30パーセントを超える変更をしようとする場合
    - b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流用する場合はいずれかの額の20パーセントを超える変更をしようとする場合
- イ 交付金取扱要領別表第1に掲げる事業のうち、水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業以外の事業（水道施設台帳電子化促進事業を除く。）の場合で、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合
- (ア) 事業の内容の変更であつて、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合
    - a 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
    - b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
    - c 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
  - (イ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30パーセント以上の増減が生じる場合
  - (ウ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合
    - a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30パーセントを超える変更をしようとする場合
    - b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流用する場合はいずれかの額の20パーセントを超える変

更をしようとする場合

ウ 交付金取扱要領別表第1に掲げる事業のうち、水道施設台帳電子化促進事業の場合並びに交付金取扱要領別表第4及び第5に掲げる事業の場合で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の20パーセントを超えるとき

(イ) 補助金の交付の目的の達成及び補助事業等の能率的な執行に影響を及ぼさない程度の細部の変更と認められないとき

(3) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業等執行遅延(不能)報告書(環生第24号様式)に生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業状況報告書(別記第22号様式)及び生活基盤施設耐震化等補助金事業完了予定期日変更報告調書(別記第36号様式)を添えて知事に報告し、その指示を受けなければならない。なお、当該報告は遅くとも当該年度の2月10日までに報告しなければならない。

(4) 次に掲げる場合に該当するときは、速やかに生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業状況報告書(別記第22号様式)により知事に報告してその指示を受けなければならない。

ア 補助事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象経費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

イ 補助事業が災害を受けた場合

(5) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(環生第23号様式)及び生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業状況報告書(別記第22号様式)に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付のうえ提出し、知事の承認を受けなければならない。

(6) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(8) (7)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

(9) 補助対象経費に建設工事を含む場合において、当該工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届(環生第27号様式)に工事完成検査調書の写し、起工決定書の写し、建設工事請負契約書の写し、完成した工事に関する図面、工事着手前と工事途中及び工事竣工時の写真(位置、形状が判定できるように撮影したものとし、地中

に埋没するものについては埋没直前の状態を撮影したもの)を添えて知事に提出しなければならない。なお、補助事業者が地方公共団体の場合は、当該地方公共団体の職員が作成した検査調書(当該地方公共団体の長が原本謄写の証明をしたもの)を併せて提出しなければならない。

- (10) 補助事業が完了したとき((5)により廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(環生第28号様式)を知事に提出しなければならない。
- (11) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (12) 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、補助金等概算払申請書(環生第25号様式)に最新の資金収支計画書(環生第32号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合は、資金収支計画書(環生第32号様式)の提出は要しない。

なお、補助金等交付申請時に仕入れに係る消費税等相当額を減じて申請を行った補助事業者の概算払申請額は、仕入れに係る消費税等相当額を減じて計算した額とするものとする。
- (13) 次のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
  - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (14) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない

場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

- (16) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (17) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。
- (18) (17)の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (19) (18)に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全額又は一部を道に納付させることがある。
- (20) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (21) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (22) 補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (23) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第23号様式による生活基盤施設耐震化等補助金調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完

了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(24)(6)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

2 補助事業者が、仕入れに係る消費税等相当額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、次に掲げる条件を追加するものとする。

(1) 実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、別記第35号様式によりその金額(実績報告において、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書(環生第22号様式)を知事に提出しなければならない。

2 1の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(環生第28号様式)を知事

に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月20日までに生活基盤施設耐震化等補助事業年度終了実績の報告（別記第34号様式）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、第5の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第14条の規定により補助事業等実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（環生第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（環生第29号様式）
- (3) 事業精算書（環生第31号様式）
- (4) 別表第3に掲げる事業区分ごとに定める様式
- (5) 別表第4に掲げる事業区分ごとに定める書類

（補助金の額の確定）

第10 知事は、第9の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する

（附則）

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。



別表第 1

事業区分		様式	
水道施設等耐震化事業	水道未普及地域解消事業	新設	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		広域簡易水道	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		飛地区域	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		給水区域内無水源	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		区域拡張	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		簡易水道統合整備事業	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式

		別記第 2 1 号様式
生活基盤近代化事業	増補改良	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	増補改良のうち、放射線量の確認を行うための分析機器整備事業を行う場合	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 9 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	基幹改良	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	水量拡張	別記第 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	別記第 1 号様式の 2 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
緊急時給水拠点確保等事業	配水池	別記第 2 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	緊急時用連絡管	別記第 2 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式

	貯留施設	別記第2号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	緊急遮断弁	別記第3号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	大容量送水管	別記第4号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	重要給水施設配水管	別記第5号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	基幹水道構造物の耐震 化事業（改築・更新事 業以外の場合）	別記第6号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	基幹水道構造物の耐震 化事業（改築・更新事 業の場合）	別記第6号様式 別記第17号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
	水道施設耐災害性強化 事業	別記第6号様式 別記第16号様式 別記第18号様式 別記第20号様式 別記第21号様式
水道管路耐震化等推 進事業	老朽管更新事業	別記第7号様式 別記第16号様式

		別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	水道管路緊急改善事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	管路近代化事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	鉛管更新事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	基幹管路耐震化整備事業	別記第 8 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	海底送・配水管更新事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	水管橋耐震化等事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	導水管・送水管複線化事業	別記第 7 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式

			別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
水道事業運営基盤強化推進等事業	水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	別記第 9 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		運営基盤強化等事業	別記第 9 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		水道施設共同化事業	別記第 9 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		水道施設再編推進事業	別記第 9 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		水道施設台帳電子化促進事業	別記第 9 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	別記第 1 0 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		一般広域化施設整備費	別記第 1 0 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式

			別記第 2 1 号様式
		広域化促進地域上水道 施設整備費	別記第 1 1 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		水道広域化促進事業費	別記第 1 2 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
	水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設 整備費	別記第 1 3 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 9 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
		遠隔監視システム整備 費	別記第 1 4 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
官民連携等基盤強化推進事業			別記第 1 5 号様式 別記第 1 6 号様式 別記第 1 9 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業			別記第 1 5 号様式の 2 別記第 1 6 号様式 別記第 1 8 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式
生活基盤施設耐震化等効果促進事業			別記第 1 5 号様式の 3 別記第 1 6 号様式 別記第 1 9 号様式 別記第 2 0 号様式 別記第 2 1 号様式

(記載上の注意)

追加交付（一部取消し）、事業計画変更及び経費の配分変更承認申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

別表第2

事業区分		書類	備考
全事業共通		設計図書	<p>補助金等交付申請額算出調書（環生第14号様式）の「補助事業等に要する経費」「補助対象経費」「補助基準により算出した額」「補助基本額」の積算が確認できる資料を作成すること。</p> <p>図面は施設ごとに次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が補助対象になるものにあつては、特に省略することができる。</p> <p>当該年度補助対象事業 …赤色</p> <p>当該年度単独事業 …赤（点線）</p> <p>次年度以降の事業 …緑色</p> <p>前年度からの継続事業で実施済事業及び既有施設 …黒色</p> <p>また、図面は全て実施設計とし、認可申請（届出）で使用したもの又は工事発注などの図面を使用することも妨げないものとし、作成に当たっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。</p>
水道施設等 耐震化事業	水道未普及地 域解消事業、	一般平面図（縮尺 任意）	給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、



簡易水道再編 推進事業又は 生活基盤近代 化事業			浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。 補助対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。
		主要構造物配置平面図（縮尺任意）	水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。 （ただし、当該年度施工主要構造物に限る。）
水道未普及地域 解消事業		水道未普及地域解消計画	市町村が策定し、厚生労働省が適当と認めたもの。
高度浄水施設 等整備費		平面図（縮尺任意）	給水区域を明示し、水源池、浄水場、配水池、送水管、配水管等の位置を記入したもの。
		機器配置配管図	高度浄水処理に係る主要な機器及び場内配管の概要が明らかとなる平面図等。
		高度浄水処理フロー図	既存の浄水処理フロー図と比較し、変更点が見えるもの。
緊急時給水拠点 確保等事業	配水池、緊急時 用連絡管の場合	平面図（縮尺任意）	給水区域を明示し、水源池、浄水場、配水池、送水管、配水管等の位置を記入したもの。
	貯留施設の場合	平面図（縮尺任意）	

緊急遮断弁の場合	緊急遮断弁設置平面図（縮尺任意）	
大容量送水管の場合	管路図（縮尺任意）	導水管、送水管及び配水管について、更新前の布設年度、布設後の管種、管径、延長等を記入したもの。
重要給水施設配水管の場合	管路図（縮尺任意）	配水管等について、管種、管径、延長等を記入したもの。
基幹水道構造物の耐震化事業の場合	平面図（縮尺任意）	事業内容に応じ、既存施設についてそれぞれ取水施設、導水施設、浄水施設及び送配水施設等整備を行う施設の位置を記入するとともに、給水区域を明示すること。
	補強事業と改築・更新事業の費用比較により、耐震化事業として工事内容が確認できる書類	
	平成29年度以降に採択された事業については、近隣事業体等との広域化について検討した内容が確認できる書類	
水道施設耐災害性強化事業の場合	平面図（任意縮尺）	事業内容に応じ、既存施設についてそれぞれ取水施設、導水施設、浄水施設及び送配水施設等整備を行う施設の位置を記入するとともに、給水区域を明

				示すること。
			併せて行う災害復旧事業の内容が確認できる書類	
	水道管路耐震化等推進事業		管路図（縮尺任意）	<p>導水管、送水管及び配水管について、更新前の布設年度、布設後の管種、管径、延長等を記入したもの。</p> <p>管路近代化事業については、更新前の管種、管径及び設置・更新が必要なポンプ、電気計装設備等の位置についても記入すること。</p>
水道事業運営基盤強化推進等事業	水道水源自動監視施設整備事業	水道水源自動監視施設整備費の場合	一般平面図（縮尺任意）	<p>参画市町村、水質監視を行う河川等水源、取水位置、監視施設並びに通信連絡網及び他の水道水源自動監視施設を記入したもの。</p>
			水道水源自動監視施設機器設置平面図（縮尺任意）	
		遠隔監視システム整備費の場合	<p>一般平面図（縮尺任意）</p> <p>遠隔監視システム概念図</p>	<p>遠隔監視を行う河川等水源、取水位置、監視施設並びに通信連絡網を記入したもの。</p>
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。</p> <p>2 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して事業計画調書、事業費所要額調書、財源調書及び工事工程表を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について算定基準による算定額明細書を作成し、添付すること。</p> <p>また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。</p>				

別表第3

事業区分		様式	
水道施設等耐震化事業	水道未普及地域解消事業	新設	別記第24号様式 別記第25号様式 別記第26号様式 別記第28号様式 別記第30号様式 別記第31号様式 別記第32号様式 別記第33号様式
		広域簡易水道	別記第24号様式 別記第25号様式 別記第26号様式 別記第28号様式 別記第30号様式 別記第31号様式 別記第32号様式 別記第33号様式
		飛地区域	別記第24号様式 別記第25号様式 別記第26号様式 別記第28号様式 別記第30号様式 別記第31号様式 別記第32号様式 別記第33号様式
		給水区域内無水源	別記第24号様式 別記第25号様式 別記第26号様式 別記第28号様式 別記第30号様式 別記第31号様式 別記第32号様式 別記第33号様式
		区域拡張	別記第24号様式 別記第25号様式

		別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	簡易水道統合整備事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
生活基盤近代化事業	増補改良	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	増補改良のうち、放射線量の確認を行うための分析機器整備事業を行う場合	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 9 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式

		別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	基幹改良	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水量拡張	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
緊急時給水拠点確保等事業	配水池	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	緊急時用連絡管	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式

	別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
貯留施設	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
緊急遮断弁	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
大容量送水管	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
重要給水施設配水管	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式

		別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	基幹水道構造物の耐震 化事業（改築・更新事 業以外の場合）	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	基幹水道構造物の耐震 化事業（改築・更新事 業の場合）	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 7 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水道施設耐災害性強化 事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
水道管路耐震化等推 進事業	老朽管更新事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水道管路緊急改善事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式



	別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
管路近代化事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
鉛管更新事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
基幹管路耐震化整備事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
海底送・配水管更新事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式

			別記第 3 3 号様式
		水管橋耐震化等事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
		導水管・送水管複線化事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
水道事業運営基盤強化推進等事業	水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
		運営基盤強化等事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
		水道施設共同化事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式

		別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水道施設再編推進事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水道施設台帳電子化促進事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	一般広域化施設整備費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式

		別記第 3 3 号様式
	広域化促進地域上水道 施設整備費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	水道広域化促進事業費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設 整備費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 9 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
	遠隔監視システム整備 費	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式

官民連携等基盤強化推進事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 3 号様式
水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 5 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 0 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 2 号様式 別記第 3 3 号様式
生活基盤施設耐震化等効果促進事業	別記第 2 4 号様式 別記第 2 6 号様式 別記第 2 8 号様式 別記第 3 1 号様式 別記第 3 3 号様式
<p>(記載上の注意)</p> <p>事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に ( ) 書きで申請時の内容を記載すること。</p>	

別表第 4

事業区分	書類	備考
全事業共通	精算設計図書	補助申請書に添付した設計図書に準じて作成すること。 ただし、補助申請時と全く同じ場合は省略することができる。
	その他必要な参考資料	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 補助事業を翌年度へ繰り越した場合にあつては「令和 年度(令和 年度への繰越分)生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業(〇〇〇施設整備費))の事業実績報告に</p>		

ついて」と記入すること。

- 2 P F I 事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して事業費精算額調書及び財源調書を作成するとともに、P F I 事業により取得した施設の整備に要した費用の内訳について算定基準による算定額明細書を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。